**安曇野市新総合体育館建設工事総合評価落札方式見積要項書**

１　本見積要項書は，技術協力業務期間及び施工期間を通じて適用するものとする。

２　競争入札用設計図書

(1)　競争入札用設計図書は，【別紙】安曇野市新総合体育館建設工事総合評価落札方式 図書リストのとおりとする。

(2)　すべての競争入札用図書は，相互に補完するものとする。ただし，図書間に相違がある場合の優先順位は，次の順番のとおりとする。

①　追加指示書

②　質疑回答書

③　競争入札実施要項関連資料

④　契約書関連資料

⑤　見積要項書関連資料

⑥　設計図書関連資料

⑦　標準仕様書

(3)　標準仕様書群・・・各1冊（（※）印の書籍については，各競争入札参加者にて準備すること）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成31年版

公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成31年版

建築物解体工事共通仕様書 平成31年版

建築物解体工事共通仕様書・同解説 平成24年版

３　事業スケジュール

事業スケジュールについては，資料1のとおりとする。

４　工事費支払条件

工事費及び前払金は，安曇野市新総合体育館建設工事総合評価落札方式実施要領（Ⅹ－６）のとおりとする。

５　官公署，その他への手続

(1)　大臣認定，計画通知の作成及び手続（昇降機設備工事を除く。）は，設計者で行う。その他，中間検査，完了検査及び使用承認申請，施工に必要な諸手続，仮設用電力及び給排水の引込み手続，道路その他第三者管理の土地使用の手続等は，一切受注者で行い，その費用を負担する。ただし，計画通知申請及び構造計算適合性判定の手数料は，発注者負担とする。

(2)　本設引込後，引渡までの電力，ガス，上下水道については，引込負担金，基本料金，使用料金ともに受注者負担とする。

(3)　受注者は，工事着手に当たって近隣に対して挨拶，及び発注者が開催する工事説明会に協力すること。また工事に伴う近隣対策，苦情処理などについては，一切受注者において処理，解決し，その費用を負担する。なお，日照障害，ビル風障害，テレビ電波障害（※ただし，工事に伴うものについては，全て工事受注者の費用負担とする。）については，事前調査を行うこと。

６　共通仮設工事の見積条件

現場事務所内に，発注者が使用できる会議室（100㎡かつ30人相当）及び工事監理者が使用できる室（20㎡かつ5人相当，ロッカー，打合せ机，インターネット設備，コピー・ファックス複合機）を併設すること。

７　残土処分先

今後、協議により残土処分先を指定する場合があります。

８　支給材料及び貸与品

なし

８　式典費用

諸式典及びその費用負担は，次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 式典 | 費用負担者 | 摘要 |
| 起工式  （地鎮祭，安全祈願祭） | 受注者 | 式典に係る費用一式を共通仮設に見込むこと。なお，直会を立食形式で行う。地鎮祭，安全祈願祭会場に合わせ直会会場の設営費一式を共通仮設に見込むこと。発注者側の出席者として200名程度を想定すること。 |
| 竣工式 | 発注者 |  |

９　別途契約の関連工事との調整

(1)　別途契約の関連工事への協力

①　受注者は，別途契約の関連工事（以下「別途工事」という。）で本工事と密接に関連する事項や工程管理，安全管理の調整に協力すること。また，当該工事業者に対して，統括安全衛生管理義務を負うこと。

②　受注者は，上記に伴い，必要に応じて共用で使用可能な仮設物などの便宜を供与する等その施工へ協力すること。なお，これらに要する費用（現場共益費）の負担については，発注者，受注者と当該工事の受注者とが協議することとするが，それ以外の賦金の請求は一切禁止とする。

③　地域貢献の観点から別途発注をした方が望ましい工事については，発注者は受注者との協議により別途工事とする。

(2)　別途工事

別途工事は以下のとおりとする。

①　建築工事

・ 什器，備品

・ スポーツ機器・器具・備品

※支柱固定用床金具等は本工事とする。

・ 事務用備品

②　外構工事

・ 道路（市道豊科1級1号線、市道豊科2級3号線）改良工事

※敷地内水路付替えおよび水路の道路内水路への接続は本工事とする。

10　技術協力業務期間以降の設計変更の取扱い

(1)　原則として設計図書に基づく変更範囲のみを増減し，総数量の精算に協力する。

(2)　発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による目標工事費の変更については，別途協議するものとする。なお，協議におけるリスク分担は以下のとおりとする。

①　発注者負担 設計図の変更，不備

②　優先交渉権者負担 設計図に関する拾い落とし，見込み違い

③　協議事項 予見不可能な事由に起因する変更，社会経済情勢の変化

11　工事請負契約後の設計変更への協力

(1)　受注者は，工事請負契約以降の設計変更業務に協力すること。

12　受注者の業務

(1)　総合図の作成

受注者は，躯体図作成前に意匠，構造，電気，衛生，空調，昇降機等の工事を含めた総合図を作成し，総合調整したうえで発注者，監理者の承認を得ること。

(2)　モックアップの作成

見積用設計図書内，特記仕様書のとおりとする。

(3)　工事中及び完成建物引渡し時の注意事項

①　完成図及び完成書類は，受注者の管理の元で作成し，発注者，監理者の検査を受けること。完成図は工事完成時に提出すること。

②　建物引渡し前には発注者，施設管理者，施設使用者に対して，建物及び諸設備の取扱説明書を提出の上取扱説明を行い，施設使用に支障のないように引渡しを行うこと。

③　本工事期間中，パンフレット，案内用図面の作成，写真撮影等について発注者に協力すること。

④　引渡し前に発生する引越しに関する打合せや現地確認に協力すること。

(4)　メンテナンス，アフターフォロー対応

①　引渡日の概ね３か月前から順次，発注者が定める完成後の施設管理者に対して，完成後の建物，設備の稼働に支障がないように引継ぎを行うこと。

②　引渡日の翌日から６か月間は，建物及び諸設備に関する技術員との連絡が可能な状態とし，発注者及び施設管理者が円滑に建物管理を行えるように協力すること。

③　空気調和設備については，夏期及び冬期の使用開始前に建物管理者と協議し，再調整を行うこと。

13　施工条件及び留意点

(1)　施工条件について

①　作業可能日は，原則として月曜日から土曜日（祝日を除く。）までとする。工程上，早出，残業，休日，夜間作業を行う場合は，近隣住民等に十分説明し，その理解をあらかじめ得た上で，事前に書面にて監理者等に通知し，承認を得ること。ただし，臨機の措置を実施するために，本工事の遂行が必要な場合はこの限りではない。この場合，受注者は速やかに監理者等に通知すること。また，近隣対応等の状況によっては，作業日等は変更になる場合がある。

(2)　施工計画について

①　受注者は，別途工事業者及び関連工事業者と連携しながら，工事間の取り合いを確認，調整し，工程その他に影響がないように会議，打合せを主催すること。また，会議，打合せがあった時は，受注者にて議事録を作成し，監理者等に提出すること。

②　仮囲いは敷地全周とし，工事車両出入口には交通誘導員等を配置して，通行人の安全を図るとともに，交通障害が起こらないように配慮の上，受注者にて対応すること。

③　技術協力業務期間中は，十分な安全性を考慮し関係者と協議の上，最善の仮設計画を策定，実施すること。

(3)　近隣対応について

①　本工事において近隣住民，近隣店舗に迷惑，悪影響を及ぼすことがないよう，騒音，振動，粉塵飛散防止，臭気対策，災害防止，交通対策，清掃，セキュリティーには十分配慮すること。なお，建設用機械については，低騒音，低振動の物を使用すること。

また，現場入退出管理，侵入防止は機械警備など万全の設備を施すこと。

②　工事の騒音，振動については，公害防止条例その他諸官庁の規則を守り，騒音，振動が出る恐れのある工事，夜間に行う工事，通行人，近隣住民及びその他関係者に対して影響があると考えられる工事については，事前にスケジュール等を調整の上，受注者が近隣住民及び関係者に作業１週間前までに周知し，トラブルがないように施工すること。なお，振動騒音については常時モニタリング可能な状態とし，万全の設備を施すこと。

③　本工事に伴う近隣住民及び第三者への対策，対応については，該当工区の受注者の責任において処理，解決し，その費用を負担すること。

④　必要に応じて近隣家屋調査を実施すること。

⑤　上記に関して，関係法令に基づき，受注者の責任において本工事着手前に近隣住民への施工計画説明会を開催し，必要に応じて工事協定書を締結すること。

(4)　敷地内水路付替え工事について

①　コンクリート構造物の解体は，低振動，低騒音工法とする。圧搾機を主とした工法とし，倒壊工法としてはならない。その他の工法による場合は，監理者と協議し適切な対応を行うこと。

②　粉塵飛散防止のため，常時散水を行うこと。

③　埋設配管等既存設備の事前調査を実施し，解体工事に伴う漏水，停電，設備機能の停止等の事故防止策を徹底すること。

④　仮設，養生計画は，撤去部位に応じて適切で安全な工法とし，災害防止，粉塵飛散防止，騒音防止等を徹底すること。

14　建設副産物の発生抑制と再生材の利用

(1)　本工事に当たっては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。），資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という。）及び建設副産物適正処理推進要綱，建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づき，建設副産物の発生の抑制に努め，積極的に再資源化の促進及び再生資材の利用を図ること。

(2)　受注者は，リサイクル法に基づく国土交通省令による一定規模以上に該当する場合は，再生資源利用計画書，実施書，及び再生資源利用促進計画書，実施書を作成して発注者，監理者に提出すること。

15　建設副産物の適正処理

(1)　本工事で発生した建設廃棄物は，廃棄物処理法及び建設副産物適正処理推進要綱に基づき，受注者の責任において適正に処理すること。

(2)　受注者が建設廃棄物の処理（収集，運搬，処分等）を行う場合は，処理業者との間で書面による委託契約を締結すること。その際は，廃棄物処理法に基づき，産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）管理票（マニフェスト）を使用し，適正に処理し，産業廃棄物処理関係報告書を提出し確認を受けること。（各種許可書，処理証明書，処理台帳，回収証明書等）

(3)　受注者は，建設廃棄物の処理について，計画書及び実施書を事前に作成して，発注者，監理者に提出すること。

(4)　マニフェストによる処理結果は，一覧表を作成して発注者，監理者に提出すること。

(5)　産業廃棄物の処理方法については，各地方自治体の条例を遵守すること。

16　予備品

適宜見込むこと。

17　提出書類

詳細図書等のとおりとする。